



静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第26号

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第 3 項、第45条第 3 項及び第48条の 3 並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第10条第 1 項の規定に基づき、県が管理する県道（以下「県道」という。）の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(県道の構造の技術的基準)

第 2 条 法第30条第 3 項に規定する県道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について規則で定める。この場合において、当該基準は、法第29条に規定する道路の構造の原則に従わなければならない。

- (1) 幅員
- (2) 線形
- (3) 視距
- (4) 勾配
- (5) 路面
- (6) 排水施設
- (7) 交差又は接続
- (8) 待避所
- (9) 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
- (10) 前各号に掲げるもののほか、県道の構造について必要な事項

(県道に設ける道路標識の寸法)

第 3 条 法第45条第 3 項に規定する県道に設ける道路標識のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、規則で定める。この場合において、当該寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るものとしなければならない。

(立体交差とすることを要しない場合)

第 4 条 法第48条の 3 ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条第 1 号及び第 3 号に掲げるものとする。

(移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準)

第 5 条 高齢者移動等円滑化法第10条第 1 項に規定する移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の道路の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

(静岡県道路技術審議会の設置)

第 6 条 県に、静岡県道路技術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会の権限)

第7条 審議会は、知事の諮問に応じて、県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法、県道である自動車専用道路を道路等と交差させようとする場合で立体交差とすることを要しない場合及び移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準（以下これらを「県道の構造の技術的基準等」という。）について調査審議する。

- 2 審議会は、県道の構造の技術的基準等及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。